

大和・木津川地域森林計画の 変更計画書

(大和・木津川森林計画区)

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

令和 5年 1月13日	奈良県公告で公表
令和 6年 1月 9日	奈良県公告で公表
令和 7年 1月10日	奈良県公告で公表

奈 良 県

目 次

I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み-----<変更なし>
- 2 森林計画の概要-----<変更なし>
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策-----<変更なし>

II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況-----<変更なし>
 - (1) 自然的背景-----<変更なし>
 - (2) 社会・経済的背景-----<変更なし>
 - (3) 森林・林業の概況-----<変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価-----<変更なし>
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----<変更なし>
 - (2) 間伐面積-----<変更なし>
 - (3) 人工造林・天然更新別面積-----<変更なし>
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量-----<変更なし>
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画-----<変更なし>
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積-----<変更なし>
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方-----<変更なし>
 - (1) 新たな森林環境管理制度の導入-----<変更なし>
 - (2) 目指すべき森林への誘導方針-----<変更なし>
 - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制-----<変更なし>
 - (4) 森林環境の維持向上に関する取組-----<変更なし>
 - (5) 県産材の利用の促進に関する取組-----<変更なし>
 - (6) 担い手の養成・確保-----<変更なし>
 - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守-----<変更なし>
 - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進-----<変更なし>

III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 -----1
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項-----<変更なし>
 - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針-----<変更なし>
 - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備
及び保全に関する基本的な事項-----<変更なし>
 - (1) 森林の整備及び保全の目標-----<変更なし>
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針-----<変更なし>
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等-----<変更なし>

第3 森林の整備に関する事項-----<変更なし>

1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項 (間伐に関する事項を除く)

-----<変更なし>

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針-----<変更なし>

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針-----<変更なし>

(3) その他必要な事項-----<変更なし>

2 造林に関する事項-----<変更なし>

(1) 人工造林に関する指針-----<変更なし>

(2) 天然更新に関する指針-----<変更なし>

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針-----<変更なし>

3 間伐及び保育に関する事項-----<変更なし>

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

-----<変更なし>

(2) 保育の標準的な方法に関する指針-----<変更なし>

(3) その他必要な事項-----<変更なし>

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項-----<変更なし>

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における

施業の方法に関する指針-----<変更なし>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針---<変更なし>

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----<変更なし>

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方-----<変更なし>

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び

作業システムの基本的な考え方-----<変更なし>

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

(路網整備等推進区域)の基本的な考え方-----<変更なし>

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方-----<変更なし>

(5) 路網の維持管理についての基本的な考え方-----<変更なし>

(6) 林産物の搬出方法等-----<変更なし>

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、

森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項-----<変更なし>

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法

(平成30年法律第35号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用

の促進並びに森林施業の共同化に関する方針-----<変更なし>

(2) 森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針---<変更なし>

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針---<変更なし>

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針-----<変更なし>

第4 森林の保全に関する事項-----<変更なし>

1 森林の土地の保全に関する事項-----<変更なし>

(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項-----	<変更なし>
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区-----	<変更なし>
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法-----	<変更なし>
2	保安施設に関する事項-----	<変更なし>
(1)	保安林の整備に関する方針-----	<変更なし>
(2)	治山事業の実施に関する方針-----	<変更なし>
(3)	特定保安林の整備に関する事項-----	<変更なし>
(4)	その他必要な事項-----	<変更なし>
3	鳥獣害の防止に関する事項-----	<変更なし>
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針-----	<変更なし>
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	<変更なし>
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針-----	<変更なし>
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）-----	<変更なし>
(3)	林野火災の予防の方針-----	<変更なし>
(4)	その他必要な事項-----	<変更なし>
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	<変更なし>
1	保健機能森林の区域の基準-----	<変更なし>
2	その他保健機能森林の整備に関する事項-----	<変更なし>
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針-----	<変更なし>
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針-----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項-----	<変更なし>
第6	計画量等-----	2
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	<変更なし>
2	間伐面積-----	<変更なし>
3	人工造林及び天然更新別の造林面積-----	<変更なし>
4	林道の開設及び拡張に関する計画-----	2
(1)	開設-----	2
(2)	拡張（改良）-----	4
(3)	拡張（舗装）-----	5
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画-----	7
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等-----	7
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等-----	<変更なし>
(3)	実施すべき治山事業の数量-----	8
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林 施業の方法及び時期-----	<変更なし>
第7	その他必要な事項-----	<変更なし>
1	保安林その他制限林の施業方法-----	<変更なし>

別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に

特に留意すべき森林の地区-----<変更なし>

天然更新完了基準-----<変更なし>

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、大和・木津川地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和7年4月1日から適用する。

Ⅲ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		対象森林面積	備 考
総 数		6 6, 7 2 3	(林地開発により2ha減)
市 町 村 別 内	奈良市	1 2, 3 0 0	
	大和郡山市	3 9 0	
	天理市	3, 2 7 9	
	橿原市	1 4 2	
	桜井市	5, 9 3 6	
	御所市	2, 9 1 1	
	生駒市	1, 8 0 2	(林地開発により2ha減)
	香芝市	5 5 7	
	葛城市	1, 3 2 2	
	宇陀市	1 8, 2 7 3	
	山添村	4, 1 0 2	
	平群町	1, 1 1 4	
	三郷町	2 7 7	
	斑鳩町	3 2 0	
	曽爾村	4, 1 2 8	
	御杖村	6, 9 8 6	
	高取町	1, 2 9 6	
	明日香村	1, 3 2 4	
	上牧町	8 2	
	王寺町	1 4 9	
	広陵町	1 0	
	河合町	2 3	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

注 2 本計画の対象森林は、森林法（昭和 26 年法律第 259 号）第 1 0 条の 2 第 1 項に基づく林地の開発行為の許可制、同第 1 0 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第 1 0 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出、同第 1 0 条の 8 第 2 項に基づく伐採に係る森林の状況報告及び伐採後の造林に係る森林の状況報告の対象となります。

注 3 森林計画図の縦覧場所は奈良県庁及び当該市町村を所管する農林振興事務所です。

注 4 計画の対象とする森林面積の総数と内訳が一致しないのは四捨五入によるものです。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	葛 城 市	山 口	1,700	161			
〃	〃	〃	〃	布 施 谷 支	1,500	40			
	計			2 路 線	3,200				
開設	自動車道	林道	宇 陀 市	焼 木	2,100	114			
〃	〃	〃	〃	ス ズ 谷	1,700	66			
〃	〃	〃	〃	内 牧 血 原	320	18			
〃	〃	〃	〃	片 倉 山	1,200	73			
〃	〃	〃	〃	見 山 高 峯	1,600	33			
〃	〃	〃	〃	赤 埴 上 俵	1,000	14			
〃	〃	〃	〃	玉 立 鳥 見 山	1,680	85			
〃	〃	〃	〃	上 井 足 西 谷	2,000	30			
〃	〃	〃	〃	長 者 屋 敷	500	31			
〃	〃	〃	〃	大 久 保 向	1,200	39			
〃	〃	〃	〃	後 田 谷	1,400	22			
〃	〃	〃	〃	阿 曾 谷	500	17			
〃	〃	〃	〃	滝 谷	900	13			
〃	〃	〃	〃	自 明 八 滝	3,300	161			
〃	〃	〃	〃	サ サ ヲ	1,780	47			
〃	〃	〃	〃	へ ウ ト	1,000	97			
〃	〃	〃	〃	奥 芝	800	53			
〃	〃	〃	〃	大 倉	300	62			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	宇 陀 市	ハ イ タ テ	500	171			
〃	〃	〃	〃	竜口シラキハラ	900	127			
〃	〃	〃	〃	ア ス カ ン 谷	800	89			
〃	〃	〃	〃	マ ナ ゴ	600	65			
〃	〃	〃	〃	原 山 大 谷	600	42			
〃	〃	〃	〃	ニ ゴ リ ダ ニ	700	94			
	計			24 路 線	27,380				
開設	自動車道	林道	曾 爾 村	盾 岡 山	1,000	13			
〃	〃	〃	〃	ヒ ト セ	1,000	20			
〃	〃	〃	〃	荒 前	1,500	25			
	計			3 路 線	3,500				
開 設 合 計				29 路 線	34,080				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(2) 拡張(改良)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	奈良市	水 台	30	71			
〃	〃	〃	〃	一 体	20	198			
	計			2 路 線	50				
拡張	自動車道 (改良)	林道	宇陀市	焼 木	300	112			
〃	〃	〃	〃	諸 木 野 石 割 峠	100	106			
〃	〃	〃	〃	荷 阪	150	153			
〃	〃	〃	〃	御 殿	100	98			
〃	〃	〃	〃	日 貝 谷	50	47			
〃	〃	〃	〃	ヌ タ 谷	100	58			
〃	〃	〃	〃	奥 の 森 米 山	100	51			
〃	〃	〃	〃	ナ シ ノ 木	100	32			
〃	〃	〃	〃	黒 岩	30	199			
	計			9 路 線	1,030				
拡張	自動車道 (改良)	林道	曽 爾 村	竜 口 夫 婦 川	563	(685) 137			
	計			1 路 線	563				
改 良 合 計				12 路 線	1,643				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(3) 拡 張 (舗 装)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	奈良市	長 台	1,029	39			
〃	〃	〃	〃	一 体	600	198			
	計			2 路 線	1,629				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	御所市	ガンドガコバ	1,070	112			
	計			1 路 線	1,070				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	宇陀市	焼 木	700	114			
〃	〃	〃	〃	ス ズ 谷	400	66			
〃	〃	〃	〃	日 貝 谷	1400	47			
〃	〃	〃	〃	内 牧 後 谷	780	32			
〃	〃	〃	〃	円 覚 谷	900	64			
〃	〃	〃	〃	諸木野石割峠	1,300	106			
〃	〃	〃	〃	室生ダム開路	1,100	42			
〃	〃	〃	〃	内牧カラト	1,860	43			
〃	〃	〃	〃	奥の森米山	1,800	51			
〃	〃	〃	〃	コヌタ谷	550	19			
〃	〃	〃	〃	八滝米山	900	17			
〃	〃	〃	〃	四 条 浦	410	12			
〃	〃	〃	〃	ナ シ ノ 木	500	32			
〃	〃	〃	〃	矢 戦 場	1,200	39			
〃	〃	〃	〃	内牧血原	600	18			
〃	〃	〃	〃	向 刈	1,348	46			
〃	〃	〃	〃	クヌギ原	605	80			
〃	〃	〃	〃	四 ケ 村	3,377	412			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	宇 陀 市	荷 阪	592	153			
〃	〃	〃	〃	ニ ゴ リ ダ ニ	1,056	89			
〃	〃	〃	〃	開 路 上 山	646	73			
〃	〃	〃	〃	竜 鎮	890	77			
〃	〃	〃	〃	ド ウ ド	600	81			
〃	〃	〃	〃	ハ イ タ テ	941	167			
〃	〃	〃	〃	上 田 口 石 割	894	70			
〃	〃	〃	〃	開 路 又 手	630	50			
〃	〃	〃	〃	大 倉	638	62			
〃	〃	〃	〃	西 谷	1,500	340			
〃	〃	〃	〃	宇 野 川	1,976	318			
	計			29 路 線	30,093				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	曾 爾 村	荒 前	871	25			
〃	〃	〃	〃	尾 の 谷	200	32			
〃	〃	〃	〃	竜 口 夫 婦 川	1,514	(685) 137			
〃	〃	〃	〃	古 光 谷	740	86			
〃	〃	〃	〃	古 光 山	260	34			
	計			5 路 線	3,585				
舗 装 合 計				37 路 線	36,377				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面 積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	7,579	7,096	
水源涵養のための保安林	5,432	4,976	
災害防備のための保安林	2,053	2,026	
保健、風致の保存等のための保安林	709	709	

注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在 市町村	面 積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
指定	水源涵養の ための保安林	総数	908	452	水源涵養のため	
		奈良市	250	125		
		天理市	2	1		
		御所市	71	35		
		葛城市	2	1		
		宇陀市	147	73		
		山添村	104	52		
		曾爾村	9	4		
		御杖村	322	161		
		高取町	1	0		
	災害防備の ための保安林	総数	46	20	災害防備のため	
		奈良市	8	4		
		大和郡山市	1	0		
		天理市	2	1		
		橿原市	0	0		
		桜井市	2	1		
		御所市	3	1		
		生駒市	5	2		
		葛城市	2	1		
		宇陀市	10	5		
		山添村	2	1		
		平群町	0	0		
		三郷町	0	0		
		斑鳩町	1	0		
		曾爾村	4	2		
		御杖村	4	2		
		高取町	1	0		
		明日香村	1	0		
		王寺町	0	0		
解除	水源涵養の ための保安林	総数	2	2	公益上の理由	
		奈良市	1	1		
		葛城市	1	1		
	水源涵養の ための保安林	総数	1	1	指定理由の消滅	
		奈良市	1	1		
	災害防備の ための保安林	総数	2	2	指定理由の消滅	
		宇陀市	1	1		
		御杖村	1	1		
	保健、風致の保 存等のための保 安林	総数	2	2	指定理由の消滅	
		宇陀市	1	1		
		三郷町	1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	—	1,011	2,089	2,789	1,637
災害防備のための保安林	125	—	890	1,465	831
保健、風致の保存等のための保安林	—	48	40	754	40

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在 市町村	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		前半5ヵ年の計画地区数		
総数	8	5		「溪」は溪間工、 「山」は山腹工、 「地」は地下水排水 工、「本」は本数調 整伐。
奈良市	—	—		
大和郡山市	—	—		
天理市	1	1	溪・山・本	
橿原市	—	—		
桜井市	—	—		
御所市	—	—		
生駒市	—	—		
香芝市	—	—		
葛城市	—	—		
宇陀市	—	—		
平群町	—	—		
三郷町	—	—		
斑鳩町	—	—		
高取町	—	—		
明日香村	1	1	溪・山	
上牧町	—	—		
王寺町	—	—		
広陵町	—	—		
河合町	—	—		
山添村	—	—		
曾爾村	3	2	溪・山・本	
御杖村	3	1	溪・山・本	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当無し